

令和2年11月5日

各務原市内介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

お世話になっております。市役所介護保険課 信田です。  
令和2年11月5日、県はノロウイルス食中毒注意報を発令しました。  
県内では、11月に入り、ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」  
の患者が増加していることから、今後、ノロウイルス食中毒が発生しやすい状況  
にあります。

【発令理由】

ノロウイルス食中毒注意報及び警報発令要領2（1）イ（イ）に該当

【発令期間】

令和2年11月5日～令和3年3月31日まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に「警報」を発令することがあります。

詳細については、岐阜県のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/24596.html>

また、各務原市では、食中毒・感染症などが発生した場合の対応手順を示した  
「食中毒・感染症対応マニュアル」を市のホームページにて掲載しております。  
こちら合わせてご確認をよろしくお願いいたします。

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/17894/17915/000499.html>

★\*\*\*\*\*

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 信田 美帆

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

TEL 058-383-1111（内線：2544）

FAX 058-383-6365

E-mail [nobuta-miho@city.kakamigahara.lg.jp](mailto:nobuta-miho@city.kakamigahara.lg.jp)

\*\*\*\*\*☆